

平成29年度

# いじめ防止基本方針



矢板市立川崎小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

### ○具体的ないじめの例（一部）

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・身体や動作について不快なことを言われる。
  - ・存在を否定される。
  - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・遊びやチームに入れない。
  - ・席を離される。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる。
  - ・殴られ、蹴られるが繰り返される。
  - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりされる。
  - ・脅され、お金を取られる。
  - ・靴に画鋸やガムを入れられる。
  - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・万引きやかつあげを強要される。
  - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
  - ・教師や大人に暴言を吐かせられる。

(6) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する事が重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対処をとっていくようにする。

## 2 いじめ防止に関する基本的考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校・どの学級、どの子どもにも起こりうるという基本認識に立たせ、すべての児童を対象にいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育む。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むよう努める。

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(同法第4条)

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な事実を毅然とした態度で、行き渡らせる。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。さらに、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

いじめ問題への取組の重要性についての認識を全校に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進していく。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、児童のささいな変化に気づく力を高めたり、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行ったりすること大切である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相

談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守るよう努力する。

### (3) いじめへの対処

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(同法第8条)

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談、事案に応じ、関係機関との連携が必要であるので、いじめ撲滅のための努力をする。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めて組織的な対応を可能とするような体制整備に努める。

### (4) 地域や家庭との連携について

いじめ問題を認知したら、関係の児童や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。PTAの会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切であり、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応する。

### (5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築するよう努める。

### (6) 保護者の責務について

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(同法第9条)

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

## 矢板市立川崎小学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む努力をします。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的な対応に最善をつくす努力をします。

特に、重大事態が発生した場合には、矢板市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「川崎小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

### 1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うよう努力するとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応に努めます。
- いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上に努めます。

### 2 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導の実践に努めます。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図るよう努力します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払うよう努めます。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

### 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が認識できるよう努力します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないように努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応するように努めます。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制に最善をつくします。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童・保護者・地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

### 4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底的に守り通すよう努めます。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応するよう努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応するよう努めます。
- いじている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導に望みます。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努力します。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度の育成に努めます。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

### 3 組織的な対応に向けて

#### (1) いじめ対策委員会

①いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」を組織する。

##### ア 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、人権教育主任、学習指導主任、学級担任、道徳教育推進教師、特別支援教育担当、矢中拠点校スクールカウンセラー（必要に応じてスクールソーシャルワーカー・スクールサポーター・スーパーバイザー）、学校評議員、保護者代表、（児童代表）等

##### イ 実施する取組

###### (ア) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮児童への支援方針決定 等

###### (イ) 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等

##### ウ 取組の改善

本委員会において、「川崎小学校いじめ防止基本方針」をはじめとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善に努める。

②いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会」《随時開催》を組織する。

##### ア 委員

教頭、学級担任、児童指導主任、養護教諭、その他関係の深い教職員  
必要に応じて矢板市教育委員会派遣の外部専門家・指導主事、教育相談担当 等

##### イ 実施する取組

###### (ア) 調査方針、分担等の決定する。

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある児童への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・矢板市教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など

(イ) 指導方針の決定、指導体制の確立するための努力に努める。

- ・学校、学年、学級への指導、支援
- ・被害者、加害者等への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・矢板市教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員等）との連携

(2) 校内研修

- ①いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ②いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

(3) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、児童指導についての確認及び全教職員で配慮を要する児童についての現状や指導について情報交換や共通理解を図るよう努める。

(4) 普段の教職員の情報交換

教職員が各クラスでの問題点や実態、悩み等の情報を交換し合い、全職員一致した指導体制の共通理解を図るよう努める。

4 いじめ未然防止に向けて（※年間指導計画は別表）

(1) 計画的な指導

○学校組織としてのいじめの問題への取組についてのアンケートや評価を年1回以上実施し、評価結果に基づいた改善を図るよう努力する。

(2) いじめの起こらない学校づくり

○道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

①学級経営の充実（学業指導の充実）

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アンケートやQ-U検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

## ②道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性の育成に努める。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性の育成に努める。
- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める指導を心がける。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てるよう努める。
- ・できるだけ道徳の授業におけるアサーショントレーニング、ソーシャルトレーニングを導入するよう努める。
- ・児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方の指導に努める。

## ③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てるよう配慮する。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図るよう努める。
- ・児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。
- ・特活の授業におけるアサーショントレーニング、ソーシャルトレーニングを導入するよう努める。
- ・縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせるよう努力する。

## ④相談体制の整備

- ・Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る機会をもつよう努める。
- ・「教育相談アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童理解に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールサポーターなどの支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

## ⑤人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導するよう努める。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払うよう努力する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、

自分たちで人間関係の問題を解決できる力の育成に努める。

#### ⑥保護者・地域との連携

- ・ P T A と協力して保護者を対象に「川崎小学校いじめ防止基本方針」について周知するよう努める。
- ・ 学校の H P 等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知するよう努める。
- ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」についての改善に努める。

#### (3) 指導上の留意点

- ①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしないよう努力する。
- ②発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たるよう努力する。

#### (4) ネットいじめへの対応

- ①携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。
- ②教科や学級活動等を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方情報モラルについての指導に努める。特に、以下の点について重点的指導に努める。
  - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
  - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
  - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ③家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、P T A と連携して情報機器に関する授業等の実施に努める。

#### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速な対応に努める。

#### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所等と情報交換や交流学習に努める。

### 5 いじめ早期発見に向けて（※年間指導計画は別表）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める取組の推進に努める。

## (1) 早期発見のための認識

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう共通理解を図る機会を増やす。週1度、児童指導連絡会議等。
- ②日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう努める。

## (2) 早期発見のための手立て

- ①児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ②毎週金曜日放課後「児童指導連絡会議・情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制づくりに努める。
- ③教育相談週間を学期に一度設定する。
- ④教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できる体制づくりに努める。
- ⑤児童の少しの変化を早期に把握するため、休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握するよう努める。
- ⑥児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。また、給食時等グループに入ったり休み時間一緒に過ごしたりして、一人一人の児童とふれあい、思いをしっかりと聞く努力をし児童理解に努める。
- ⑦保護者が十分理解できるよう、また保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制づくりに努める。そのために、保護者や地域住民へのいじめの定義についての周知、保護者や地域住民からの情報提供への俊敏な対応及び見届けの徹底に努める。保護者からの相談には、軽微な問題でも話題にし、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康増進課、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携した課題解決に努める。
- ⑧児童、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等（別添参照）を作成配布し、周知に努める。

## 6 いじめの早期解決に向けて

### (1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全確保に努める。
- ②いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させるような指導に努める。

## (2) 早期解決のための対応

○いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確な調査を行うよう努力する。その際必要に応じて、矢板市教育委員会などから派遣を受けるなど、外部専門家とも連携をとるよう努める。

## (3) 児童、保護者への支援

- ①いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有するよう努める。
- ②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼するよう努力する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行うよう努力する。
- ④いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合う機会をつくる努力をする。
- ⑤いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起ささないよう、継続的な指導・援助に努める。
- ⑥いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

## (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるよう努力する。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることの指導に努める。
- ③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

## (5) ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、矢板市教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ②児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (6) 警察との連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署との連携に最善を尽くし、対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ①単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助するよう努力する。
- ②双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるような集団づくりに努める。

(8) いじめに関する相談を受けた場合

- ①速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、なるべく早くいじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行うよう努力する。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずることもある。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずるための努力を行う。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、矢板市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、矢板市教育委員会に速やかに報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ②当該いじめの対処について矢板市教育委員会と連携した上で、当該事案に対処する組織を設置する。弁護士・医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応にかかる委員会）が中心となり、学校組織を挙げて取り組む。

- ③当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査については、矢板市教育委員会と連携しながら、上記組織を中心として適切に行うよう努める。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について経過報告を含め、適時・適切な方法により、適切に提供し説明に努める。
- ⑤当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力依頼に努める。
- ⑥いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げての実践に努める。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

| 月 | 指 導 等 の 内 容   |  |   |
|---|---|--|---|
|   | 教職員の活動  | 児童の活動  | 保護者との連携   |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ相談窓口の設置</li> <li>○いじめ防止基本方針についての検討<br/>【いじめ防止対策委員会】</li> <li>○いじめ対策に関わる共通理解<br/>【職員会議】</li> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> <li>○Q-U 検査①</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き・学級ルールづくり<br/>【学級活動】</li> <li>○児童一人一人を大切に仲間づくり<br/>【なかよし班作成】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策についての説明・啓発<br/>【PTA全体会・学級懇談】</li> <li>【各種便り等】</li> </ul> |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○Q-U 検査結果を踏まえた考察と対応</li> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> <li>○いじめチェックポイント実施<br/>(学校用・教職員用)</li> <li>○学校評議員会</li> <li>○児童指導上・身体上問題のある子の共通理解<br/>【現職教育】</li> <li>○矢板学校警察連絡協議会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○遠足を通じた人間関係づくり<br/>【遠足】</li> <li>○児童一人一人を大切に仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> <li>○いじめチェックポイント実施<br/>(児童用)</li> <li>○クリーン活動<br/>【各クラス毎】</li> <li>○運動会等を通じた人間関係づくり<br/>【運動会】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換<br/>【家庭訪問】</li> </ul>                               |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> <li>○民生児童委員との懇談会</li> <li>○教育相談</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童一人一人を大切に仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> <li>○生活アンケート</li> <li>○教育相談<br/>【教育相談】</li> </ul>   |   |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> <li>○インターネット状況調査</li> <li>○自己評価の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童一人一人を大切に仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換<br/>【オープンスクール】</li> <li>【親子ふれあい活動】</li> </ul>       |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童指導に関する研修<br/>【児童指導連絡会】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○全校登校日を通じた人間関係づくり<br/>【全校登校日】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換<br/>【個人懇談】</li> </ul>                               |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> <li>○Q-U 検査②</li> <li>○Q-U 検査に係る研修<br/>【現職教育】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童一人一人を大切に仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> <li>○児童アンケート</li> <li>○宿泊学習を通じた人間関係づくり<br/>【宿泊学習】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換<br/>【親子ふれあい活動】</li> <li>○保護者アンケート</li> </ul>        |

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Q-U 検査結果を踏まえた考察と対応</li> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・毎週金曜】</li> <li>○いじめチェックポイント実施<br/>(学校用・教職員用)</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさと体験学習を通じた人間関係づくり<br/>【ふるさと体験学習】</li> <li>○修学旅行を通じた人間関係づくり<br/>【修学旅行】</li> <li>○川小まつりを通じた人間関係づくり<br/>【川小まつり】</li> <li>○児童一人一人を大切にしたい仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> <li>○いじめチェックポイント実施<br/>(児童用)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換<br/>【学期末PTA】</li> <li>○学校評価の公開<br/>【学校評価だより】<br/>【学期末PTA】</li> </ul> |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談<br/>【教育相談】</li> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活アンケート</li> <li>○教育相談<br/>【教育相談】</li> <li>○学習発表会を通じた人間関係づくり<br/>【学習発表会】</li> <li>○児童一人一人を大切にしたい仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> <li>○臨海自然教室を通じた人間関係づくり<br/>【臨海自然教室】</li> </ul>                                |  |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人懇談</li> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> <li>○人権感覚を高める人間関係づくり<br/>【人権週間】</li> <li>○学校評価・総括評価の実施<br/>【職員会議】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権感覚を高める人間関係づくり<br/>【人権週間】</li> <li>○校内持久走大会を通じた人間関係づくり<br/>【持久走大会】</li> <li>○児童一人一人を大切にしたい仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換<br/>【個人懇談】</li> </ul>  |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> <li>○学校評価について<br/>(反省・改善)【現職教育】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童一人一人を大切にしたい仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> <li>○児童アンケート</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者アンケート</li> </ul>  |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童一人一人を大切にしたい仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> <li>○感謝の気持ちを伝える人間関係づくり<br/>【卒業生を送る会】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換<br/>【学年末PTA】</li> <li>○学校評価の公開<br/>【学校評価だより】</li> </ul>              |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に対する情報交換<br/>【児童指導連絡会・隔週金曜】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童一人一人を大切にしたい仲間づくり<br/>【なかよし班活動】</li> </ul>  |  |